

○飯田市自治基本条例 (平成18年9月21日 条例第40号) 抜粋

わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。

わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。

わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。

わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。

第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。

2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べることができます。

3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。

第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。

2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。

2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。

○飯田市市民憲章 (昭和52年飯田市公告第32号)

わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化につつまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。わたくしたちは、このまちの市民としての誇りをもち、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかけ、たがいにはげましあい、手をとりあって進みます。

わたくしたちは

- 1 自然を大切にし、美しい環境の飯田市をつくります。
- 2 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくります。
- 3 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくります。
- 4 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくります。
- 5 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくります。